

令和8年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和8年9月9日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の内容等

(1) 業務の名称

令和8年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託仕様書」による

(3) 委託期間

委託契約の日から令和9年3月26日（金）まで

2 資格要件

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (7) 直近年の国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (8) 令和7年度末までにおいて、過去5年以内に自治体から受託した、食関連のプロモーションに係る事業の実績があること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査（プレゼンテーションを含む）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

1	実施方針
2	業務内容に関する提案
	ターゲット層（食に関心の高い富裕層）への訴求方法 試食会の開催内容、シェフや参加者の選定
3	実施体制（スケジュール含む）
4	同種業務の実績

4 企画提案手続き等に関する事項

（１）担当部局

〒310－8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県農林水産部農地局農村計画課 農村活性化担当

電話 029-301-4264 F A X 029-301-4169 電子メール nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

（２）説明書の交付方法

ア 交付期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から令和 8 年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く）まで

イ 交付場所

上記（１）において直接交付するほか、入札情報サービスからダウンロードすることができる。

（３）質問の受付

令和 8 年 9 月 9 日（水）から令和 8 年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）まで、担当部局への電話、電子メール又は F A X にて受け付ける。

なお、F A X により質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

（４）企画提案書の提出期限等

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所及び方法

上記（１）へ持参又は郵送（送付記録が残るものに限る）する。

ウ 提出書類

別に定める説明書による。

5 その他

（１）企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

（２）採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

（３）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書が無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（４）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（５）その他詳細については説明書による。